

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」について

(名称)

第1条 本協議会は、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善神奈川県地方協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、経済団体、荷主関係団体、荷主、トラック運送事業関係団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 構成員については、委員の承認を得て増員することができる。

(協議会及び活動事項)

第4条 協議会は目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 神奈川県におけるトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること
- (2) 神奈川県におけるトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること
- (3) その他

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて事務局が招集する。

2. 協議会には委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 協議会には、第4条（協議会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関としてワーキンググループ（以下、「WG」という。）を置くことができる。

2. WGは、事務局が指名した委員等により構成する。

(事務局)

第7条 協議会の運営に関する事務は、神奈川労働局、神奈川運輸支局及び一般社団法人神奈川県トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年7月27日から施行する。